

平成24年7月20日発行
浅田会計事務所

平成24年度税制改正

| 税目 | 改正項目 | 内容 | 適用時期 |
|-------------|-----------------|---|-------------------------|
| 法人税 | グリーン投資減税 | 一定の太陽光発電設備等は即時償却(全額費用処理)が可能になります。 | 平成24年7月1日以後に取得したもの |
| 所得税 | 給与所得控除 | 給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除の上限額(245万円)が設定されました。 | 平成25年分以後 |
| | 特定支出控除 | ①特定支出の範囲が拡大しました。 ②特定支出が給与所得控除の1/2を超えると超えた部分を所得から控除することが出来ます。 | |
| | 退職所得課税 | 勤続年数5年以下の役員等に対する退職金等について1/2課税が廃止されました。 | |
| 法人・所得 共通 | 特定資産の買換えの特例 | 長期所有土地等の買換えで取得する土地等に関して面積制限(300㎡以上)等が設けられました。 | 平成24年1月1日以後に譲渡した資産に係るもの |
| 贈与税 | 住宅取得等資金の非課税枠の拡充 | 平成24年 1,500万円(1,000万円) 平成25年 1,200万円(700万円) 平成26年 1,000万円(500万円) 省エネ・耐震住宅の場合の金額です。 (カッコ書きは通常の住宅の場合) | 平成24年1月1日以後に贈与したもの |
| 相続税 | 連帯納税義務の解除 | 申告期限から5年を経過した日までに連帯納付の通知がない等の場合は、連帯納付義務が解除されました。 | 平成24年4月1日以後に申告期限が到来するもの |

なお、相続税の基礎控除の引き下げや死亡保険金の非課税限度額の縮小及び贈与税の税率構造の見直し等につきましては、今回の改正では見送られることとなりましたが、平成25年以降に改正される見込みです。

詳細に関しましては各担当者にお問い合わせ下さい。

* 消費税の増税法案は現在国会にて審議中ですので、詳細が分かり次第お伝えします。

夏期休業のお知らせ

誠に勝手ながら8月13日(月)～8月15日(水)の間
夏季休業期間とさせていただきます。ご迷惑をおかけし
ますが、よろしくお願い申し上げます。



国民負担率

「税と社会保障の一体改革」をはじめ、国家財政の論議において「国民負担率」という言葉が使われます。国民負担率とは、概略すると税金と社会保険料を国民所得で割った数値です。

日本の国民負担率は欧州各国と比較すると低水準であり、急速な高齢化を念頭におけば国民負担の増加は免れないというのが消費税等の増税理由のひとつに挙げられています。

このような議論において数値データは欠かせませんが、一方で情報を数値化する過程が妥当であるかどうかについては検証の余地があります。

国民負担率の計算では、分子の負担した税金には間接税も含まれますが、分母の国民所得を計算する過程で間接税は差し引かれます。つまり、税金に占める間接税の比率が高い国ほど分母（国民所得）が小さくなるので、国民負担率が高くなるのです。

例えば、日本とスウェーデンを比べてみると、国民負担率は日本38.8%に対してスウェーデンは62.5%です。これを国民所得比ではなく、直間比率（税金における直接税と間接税の比率）の影響を受けないGDP(国内総生産)比でみると日本27.3%に対してスウェーデンは44.1%となり、その差は6.9%縮小します。（数値は09年(度)実績：財務省）

一般的に、数値化された情報は分かり易く、それが数字であるというだけで事実であると受けとめてしまいがちです。しかし、複雑な事象を数値で表す過程にはゆがみが生じる可能性もあります。もちろん、社会保障を支えるために応分の負担は必要ですが、様々な情報を自分なりに読み解く必要もありそうです。



ソーシャル・ネットワーク

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）とは、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのことです。基本的には友人間のコミュニケーションの場ですが、SNSの最大の特徴は、これまで面識の無かった人たちとも簡単に人間関係を構築できる点です。

世界最大のSNSである「フェイスブック」も元々はハーバード大学の学生が、学生同士の交流を図るために始めたサービスですが、現在の会員数は全世界で9億人を超えています。（フェイスブック創設の経緯は「ソーシャル・ネットワーク」という2011年公開の映画で語られています）

フェイスブックは実名登録制であるため、当初日本では浸透しにくいと考えられていましたが、スマートフォンの普及などにより、日本でも会員数は増加傾向にあります。

このたび浅田会計事務所もフェイスブックにページを開設致しました。「税についての素朴な疑問」など日々いろいろな話題を書き込んでおります。「フェイスブック 浅田会計」で検索して頂ければすぐに見つかると思いますので、是非一度覗いてみて下さい。



最近読んだ本のご紹介

『ロズウェルなんか知らない』 篠田節子(著) 講談社文庫

過疎の町の悲喜こもごもがテーマです。かつてはスキー場として栄えた田舎町が「日本の四次元地帯」として町おこしを目指します。もちろん町の長老達は猛反対しますが、青年団（全員40歳以上）のメンバーは諦めません。半ば本気で、半ばヤケクソで、突き進んでいく姿がコミカルに描かれています。

篠田節子にしては気軽に楽しめる作品です。

ちなみに「ロズウェル」又は「ロズウェル事件」とは、アメリカのロズウェル近郊で起きたとされるUFO墜落事件のことです。なお、アメリカ政府の公式見解は、観測気球の墜落事故だそうです。